

○真狩村地下水保全条例
(平成26年3月11日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、真狩村の地下水の保全について、基本理念を定め、村、村民等及び採取者の責務を明らかにするとともに、村内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するために、地下水の採取について必要な規制を行うことによりその適正な利用を図ることで、村民の健康的で快適な生活環境を確保し、もって村民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本村は、自然美を誇る秀麗たぐいなき羊蹄山をはじめとする豊かな山林が育む良質で豊富な地下水を有しており、この地下水は、地域経済の発展及び村民の文化的で快適な生活に大きな役割を果たしているとともに、村民に潤いと安らぎを与えるものとして、先人達から守り継がれてきたものである。このように地下水が、村民生活に欠くことのできない村民共有の貴重な財産であることに鑑み、村、村民等及び採取者はその有効な利用に努め、かつ、将来にわたり保全していかななければならない。

(定義)

第3条 この条例において、用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 井戸 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。）を採取するための施設をいう。

(2) ストレーナー 井戸に設けられた収水孔をいう。

(3) 村民等 本村に住所を有する者、村内に滞在する者、村内で事業活動を営む個人、法人又は団体並びに村内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。

(4) 採取者 第6条の規定により許可を受けた者及び第13条の規定により届出をした者をいう。

[第6条] [第13条]

(村の責務)

第4条 村は、村民生活に支障が生じないようにするための地下水の保全に係る施策の実施に努めなければならない。

(採取者の責務)

第5条 採取者は、地下水をかん養し、かつ、水採取量の縮減に努めるとともに、村が実施する地下水保全に関する施策に協力しなければならない。

(地下水の採取の許可)

第6条 村内で地下水を採取するため井戸（揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が8平方センチメートルを超えるものに限る。）を掘削する者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を大きくしようとするときも、同様とする。

2 村長は、前項において、次条に定める許可基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をすることができない。

3 国又は他の地方公共団体が地下水を採取しようとするときは、村長との協議が成立することをもって、第1項の許可があったものとする。

4 村長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(許可基準)

第7条 地下水の採取に係る許可基準は、次に定めるところによる。

(1) 地下水の有効的な利用に支障がないこと。

(2) 既存の水道水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。

(3) 採取する地下水の用途が必要かつ適当であること。

(4) 他の水をもって代えることが困難であると認められること。

(説明会の開催)

第8条 第6条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、関係住民に対し、井戸の設置工事の内容について説明会を開催しなければならない。

[第6条第1項]

2 許可申請者は、説明会を開催するときは、開催する日の10日前までにその旨を関係住民に公表するとともに、村長に通知しなければならない。

- 3 村長は、説明会の開催に当たって、村職員を立ち合わせることができる。
- 4 許可申請者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその結果を村長に報告しなければならない。
- 5 許可申請者は、説明会において関係住民との協議により必要が生じたときは、関係住民と協定を締結するものとする。

(許可申請)

第9条 許可申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- (4) 1日の平均採取量

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他村長の指定する図書を添付しなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第10条 村長は、第9条の規定により許可申請者から申請があったときは、60日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

[第9条]

2 村長は、前項の決定をしたときは、文書をもって当該許可申請者に通知しなければならない。

(完成の届出)

第11条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「被許可者」という。）は、井戸が完成した日から15日以内に村長に完成届出書を提出し、その検査を受けなければならない。

[第6条第1項]

(水量測定器の設置等)

第12条 被許可者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、毎月の採取量を村長に報告しなければならない。

(地下水の採取の届出)

第13条 村内で地下水を採取するため、井戸（揚水機の吐出口の断面積が8平方センチメートル以下のものに限る。）を掘削しようとする者は、あらかじめ第9条に規定する事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

[第9条]

(変更の届出)

第14条 採取者は、第9条第1項各号に定める事項に変更があった場合においては、その変更のあった日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

[第9条第1項各号]

(許可及び届出の承継)

第15条 採取者から許可又は届出に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第16条 被許可者がその井戸につき、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該井戸に係る許可は、その効力を失う。

- (1) 井戸を廃止したとき。
- (2) 井戸の揚水機を動力によらないものとし、又は揚水機の吐出口の断面積を8平方センチメートル以下としたとき。

2 井戸を廃止した者は、30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第17条 村長は、偽りその他の不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 村長は、第6条第1項の規定に違反して許可を受けずに地下水を採取している者又は同条第4項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。

[第6条第1項]

3 村長は、予見することができなかつた特別の事情の発生により、地下水の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取を制限することができる。

(立入調査)

第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして当該井戸が設置された土地に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

第19条 村長は、地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者又はその代理者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置（採取行為の一時停止を除く。）をとるよう勧告することができる。

(措置命令)

第20条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(緊急時の措置命令)

第21条 村長は、地下水を採取することにより、当該井戸の著しい水位の低下並びに付近の水の減少、枯渇又は地盤沈下等の現象が生じたときは、期限及び区域を定め、その区域内における採取者の全部又は一部に対し、地下水の採取の制限その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第22条 第19条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、7日以内に村長に届け出て、その検査を受けなければならない。

[第19条]

(停止命令)

第23条 村長は、第20条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、採取行為の一時停止を命ずることができる。

[第20条]

(氏名等の公表)

第24条 村長は、第19条、第20条又は前条の規定による勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。

[第19条] [第20条]

2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされることとなる者に対し、その理由を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 第17条第2項、第20条又は第23条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

[第17条第2項] [第20条] [第23条]

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条、第13条又は第16条第2項の規定に違反した者

[第11条] [第13条] [第16条第2項]

(2) 第6条第1項の許可を受けるに当たり、偽りその他の不正な手段を用いた者

[第6条第1項]

(3) 正当な理由がないのに第18条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

[第18条第1項]

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条から第27条の規定は、平成26年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第6条第1項に規定する井戸を利用し又は掘削している者は、この条例の施行の日以後60日以内に第9条に規定する事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、第6条第1項の許可を受けたものとする。

4 この条例の施行の際、現に第6条第1項に規定する井戸に該当する井戸を利用している者は、この条例の施行の日から1年以内に水量測定器を設置し、毎月の採取量を村長に報告しなければならない。

5 村長は、附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者が正当な理由なく村長の指導に従わないときは、その旨を公表することができる。